

員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)の人員に関する基準を満たしていること。

(9) 届出に関する事項

① 総合リハビリテーションの施設基準に係る届出は、別添様式 9 を用いること。

② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式 8 を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有するものである場合はその旨を備考欄に記載すること。

③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 理学療法(Ⅱ)

(1) 専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ 1 人以上勤務すること。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。

(2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは 100 平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該訓練を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具

員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)の人員に関する基準を満たしていること。

(6) 届出に関する事項

① 総合リハビリテーションの施設基準に係る届出は、別添様式 8 を用いること。また、届出にあたっては総合リハビリテーション施設 A 又は B のいずれかに○をすること。

② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式 7 を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有するものである場合はその旨を備考欄に記載すること。

③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 理学療法(Ⅱ)

(1) 専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ 1 人以上勤務すること。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。

(2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは 100 平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備している

備すること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具（長・短下肢装具等）、家事用設備、和室、各種日常生活活動訓練用器具

なお、以下のものについては必要に応じて備えられているのが望ましいものである。

訓練マットとその付属品、治療台、肋木、バーベル又は亜鈴、ホットパット及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項

7の(8)と同じである。

9 理学療法(Ⅲ)

(1) 次に掲げる要件のいずれをも満たしていること。

① 医師及び週2日以上勤務する理学療法士がそれぞれ1人以上勤務している。

② 専従する理学療法の経験を有する従事者が1人以上勤務している。ただし、①に掲げる理学療法士が専従の場合にあっては、この限りではない。

こと（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても構わないものとする）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具（長・短下肢装具等）、家事用設備、和室、各種日常生活活動作用設備

なお、以下のものについては必要に応じて備えられているのが望ましいものである。

訓練マットとその付属品、治療台、肋木、バーベル又は亜鈴、ホットパット及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項

4の(6)と同じである。

6 理学療法(Ⅲ)

(1) 次に掲げる要件のいずれをも満たしていること。

① 医師及び週2日以上勤務する理学療法士がそれぞれ1人以上勤務している。

② 専従する理学療法の経験を有する従事者が1人以上勤務している。ただし、①に掲げる理学療法士が専従の場合にあっては、この限りではない。

(2) 45 平方メートル以上の専用の施設を有すること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備していること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有として、もかまわないものとする。）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種歩行補助具

なお、訓練マットとその付属品についても必要に応じて備えられていることが望ましいものである。

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項

7の(8)と同じである。

10 作業療法(II)

(1) 5の(1)と同様である。ただし、理学療法士とあるのは作業療法士と読み替える。

(2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、75平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること（理学療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても

(2) 45 平方メートル以上の専用の施設を有すること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること（作業療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有として、もかまわないものとする。）。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種歩行補助具

なお、訓練マットとその付属品についても必要に応じて備えられていることが望ましいものである。

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項

4の(6)と同じである。

7 作業療法(II)

(1) 5の(1)と同様である。ただし、理学療法士とあるのは作業療法士と読み替える。

(2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、75平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること（理学療法に係る訓練室と連続した構造の場合は共有としても

かまわれないものとする。)。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、家事用設備、各種日常生活活動訓練用器具

なお、各種歩行補助具、和室、木工・金工・治療用ゲーム・手

芸に係る器具等についても必要に応じて備えられているのが望ましいものである。

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項
7の(8)と同じである。

11 言語聴覚療法

(1) 言語聴覚療法（I）

- ① 専任の常勤医師が1名以上勤務すること。
- ② 専従する常勤言語聴覚士が3人以上勤務すること。
- ③ 次に掲げる当該療法を行うための専用の療法室及び必要な器械

・器具を有していること。

ア 専用の療法室

個別療法室（8平方メートル以上）を3室以上有しており、かつ、集団療法室（16平方メートル以上）を1室以上有していること（言語聴覚療法以外の目的で使用するのは個別療法室及び集団療法室に該当せず、また、個別療養室と集団療法室

構われないものとする。)。なお、当該療法を行うために必要な器械・器具のうち代表的なものは、以下のものであること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、家事用設備、各種日常生活活動作用設備

なお、各種歩行補助具、和室、木工・金工・治療用ゲーム・手芸に係る器具等についても必要に応じて備えられているのが望ましいものである。

(4) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従業者により閲覧が可能であるようにすること。

(5) 届出に関する事項
4の(6)と同じである。

の共用も認められないものとする。)。なお、当該療教室は、車椅子、歩行器・杖等を使用する患者が容易かつ安全に出入り可能であり、遮音等に配慮した部屋でなければならぬものとする。

イ 必要な器械・器具（主なもの）

簡易聴カスクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料（絵カード他）

④ リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(2) 言語聴覚療法（Ⅱ）

- ① 専任の常勤医師が1名以上勤務すること。
- ② 専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務すること。
- ③ 次に掲げる当該療法を行うための専用の療教室及び

必要な器械・器具を有していること。

ア 専用の療教室

個別療教室（8平方メートル以上）を1室以上有しており、かつ、集団療教室（16平方メートル以上）を1室以上有していること（言語聴覚療法以外の目的で使用するものは個別療教室及び集団療教室に該当しないものとする。ただし、個別療教室と集団療教室の共用は可能なものとする。）。なお、当該療教室は、車椅子、歩行器・杖等を使用する利用者が容易かつ安

全に出入り可能であり、遮音等に配慮した部屋でなければなら
ないものとする。

イ 必要な器械・器具（主なもの）

簡易聴カスクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、
発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料（絵カード他）

④ リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。

(3) 届出に関する事項

① 言語聴覚療法（Ⅰ）又は言語聴覚療法（Ⅱ）の施設基準に係る届出は、別添様式10を用いること。

② 当該治療に従事する医師及び言語聴覚士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添様式8を用いて提出すること。

③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

12 精神科作業療法

(1) 作業療法士は、専従者として最低1人が必要であること。

(2) 患者数は、作業療法士1人に対しては、1日75人を標準とすること。

(3) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して75平方メートル

8 精神科作業療法

(1) 作業療法士は、専従者として最低1人が必要である。

(2) 患者数は、作業療法士1人に対しては、1日75人を標準とする。

(3) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して75平方メートル

を基準とすること。

- (4) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具
備すること。

作業名	器具等の基準(例示)
手工芸	織機、編機、ミン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷器具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

- (5) 精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師(非
常勤でよい。)の指示の下に実施するものとする。

- (6) 届出に関する事項

- ① 精神科作業療法の施設基準に係る届出は、別添様式 11 を用い
ること。
- ② 当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非
常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添様式 8 を用いて提
出すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付する
こと。

(様式)

様式 1 (内容変更無)

様式 2 (内容変更有)

を基準とする。

- (4) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具
備する。

作業名	器具等の基準(例示)
手工芸	織機、編機、ミン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷器具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

- (5) 精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師(非
常勤でよい。)の指示の下に実施するものとする。

- (6) 届出に関する事項

- ① 精神科作業療法の施設基準に係る届出は、別添様式 9 を用い
ること。
- ② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びに
その他の従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専
従の別)及び勤務時間を別添様式 7 を用いて提出すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付する
こと。

(様式)

様式 2

様式 3

様式 3 (内容変更有)
様式 4 (新規)
様式 5 (内容変更有)
様式 6 (内容変更無)
様式 7 (内容変更無)
様式 8 (内容変更無)
様式 9 (内容変更有)
様式 10 (新規)
様式 11 (内容変更無)

様式 4
様式 1
様式 5
様式 6
様式 7
様式 8
様式 9

注：「30号告示」とは「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号)」のことをいう。

様式1

改正後

担当医 科 殿

平成 年 月 日

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師氏名

印

患者氏名	
患者住所	性別 男・女
電話番号	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日(歳) 職業	

傷病名
紹介目的
既往歴及び家族歴
症状経過及び検査結果
治療経過
現在の処方
備 考

- 備考 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
3 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

リハビリテーション総合実施計画書

改正後

利用者氏名 男 女 T年 月 日生 (歳)

健康状態(原因疾患、発症・受傷日等)

要介護度: 担当医: PT: OT: ST: SW:

併発疾患・コントロール状態 (高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等)

廃用症候群: 軽度 中等度 重度
起立性低血圧
静脈血栓

障害老人の日常生活自立度
 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2
 痴呆性老人の日常生活自立度
 正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M

計画評価実施日 看護師:

年 月 日

目標(コロン(:)の後に具体的な内容を記入。)[到達時期]		退院先での実行状況(目標):「する」活動					退院先での実行状況(目標):「する」活動					日常生活での実行状況:「している」活動					評価・訓練時の能力:「できる」活動				
項目	自立・介護状況	自立	見守り	一部介助	全介助	項目	自立	見守り	一部介助	全介助	項目	自立	見守り	一部介助	全介助	項目	自立	見守り	一部介助	全介助	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
参加「主目標」	退院先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他: <input type="checkbox"/> 退院未定 [退院時期: 家庭内役割(家事への参加、等): 社会活動: 外出(内容・頻度等): 余暇活動(内容・頻度等):																				
屋外移動 (含:家の出入り)																					
交通機関利用 (含:通院)																					
階段昇降																					
トイレへの移動																					
食事																					
排泄(昼)																					
排泄(夜)																					

退院実現に向けた課題・条件: